

第 1 1 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成 16 年 2 月 23 日（月）15:00～16:00
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、雨宮委員、飯田委員、大河内委員、小野委員、
神谷委員、出塚委員、東海委員、長倉委員、外園委員、御厨委員、山本委員
4. 議事次第
 - (1) 内閣府独立行政法人評価委員会議事規則の改正について
 - (2) 独立行政法人の役員の報酬等の支給基準の改正について
 - (3) 独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書の一部変更（案）について
 - (4) 独立行政法人国立公文書館の中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組
について
 - (5) 評価委員会等の今後の予定について
 - (6) その他

5. 議 事

大森委員長 皆さん方おそろいの御様子でございますので、始めさせていただきます。本日、第 11 回の「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催いたします。お手元に、議事次第がございまして、本日も 6 つか 7 つございますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず第 1 番に評価委員会の議事規則の改正についてお諮り申し上げます。この説明をよろしく願いいたします。

武川政策評価官 それでは、資料 1 をごらんいただきたいと思います。本評価委員会の議事規則に、第 4 条といたしまして、議決の特例の規定を追加いたしてはいかがかというものでございます。条文案を読み上げさせていただきます。

（議決の特例）

第 4 条 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る必要があると認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

現行の規則によりますと、定足数を満たす形で、実際に会議を開きませんと、評価委員会で何かを決定することができませんので、緊急の場合には評価委員会の持ち回り開催ができるようにしてはかがかというものでございます。今この改正をする理由でございますけれども、次の議題でお諮りいたしますが、独立行政法人の役員の退職手当の算定に当たりまして、こちらの評価委員会でその役員の業績のよしあしを評価した業績勘案率というものを決定していただかなければならなくなつたということでございます。

退職手当と言いますのは、退職後 1 か月以内に支払わなければならないこととされておりますけれども、役員の方がお亡くなりになりましたり、急にお辞めになった場合など、緊急に定足数を満たして開催するということができない可能性もございます。そのような場合に持ち回り開催とする必要が出てくるのではないかとということで、このような条文を追加してはかがかというふうに思っております。

条文案の文章でございますが、幾つかの審議会の規定を参考にいたしまして、このような書きぶりにいたしております。なお、資料 1 中ほかにアンダーラインがありますのは、4 条の追加に伴いまして変更される部分でございます。

説明は以上でございます。

大森委員長 これは私どもが決定することになっておりますね。

武川政策評価官 はい、そうでございます。

大森委員長 それでは、お諮り申し上げます。以上のような議決の特例の条項を加えるという提案でございますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。緊急事態に対応できるように規則を整備するということがございますけれども、特段に御反対はないものと私は思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

十分この手続に則して、皆さん方の御賛同が得られる努力を事務方でしていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

では、この件はそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

2 番目は、役員の報酬等の支払い基準の改正についてでございます。これも説明をよろしく願いいたします。

武川政策評価官 御説明を申し上げます。資料 2 でございます。独立行政法人通則法 52 条、53 条及び 62 条によりますと、独立行政法人の役員の報酬、及び退職手当につきましては、国家公務員の給料でありますとか、その独法の業績、業務実績でありますとかを考慮いたしまして、おのこの

の独法がその支給基準を定めまして、主務大臣に届け出るようになっております。届出を受けました主務大臣は、それを評価委員会に通知いたします。評価委員会は、それが社会一般の情勢に適合したものであるかどうかにつきまして、主務大臣に対し意見を申し出ることができるとなっております。

したがいまして、役員報酬等の支給基準等を定めました各独法の方に御説明をいただいた方がよろしいかとも思いますけれども、4法人ともほぼ共通の内容の改正でもございますので、まず私の方から簡単に御説明いたしまして、詳細に関して御質問がありますれば、それぞれの独法にお答えをいただきたいと思っております。

お手元の資料2にまいりまして、各法人とも「1. 役員の報酬」のところにつきましては、国家公務員給与が改定されましたことに伴いまして、月額がそれぞれ端数の関係で少々幅はございますけれども、1.1%から1.6%の範囲内で引き下げられております。

「2. 役員期末特別手当(常勤)」につきましては、常勤役員のみ支給されますけれども、これも各法人とも3.5月から3.3月に引き下げられております。

「3. 役員退職手当(常勤)」につきましては、先にお手元の資料3を御説明申し上げたいと思っております。これは、昨年12月19日に、独立行政法人等の役員の退職金につきまして、閣議決定が行われたものでございます。1のところは独立行政法人についてでございます。まず(1)といたしまして、各府省は所管の独法に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する、とあります。

次に(2)といたしまして、独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省の審議会に通知する。この場合、総務省の審議会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、または0.5を下回る場合には、速やかに主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。となっております。

お手元の資料2の3に戻って御説明いたしたいと思っております。まず、一番初めのページ、国立公文書館に関しましては、平成13年4月に発足してございまして、当初役員の退職手当につきましては、他の独法の例にのっとりまして、俸給月額に36/100をかけたまま、それに在職月数をかけておりましたけれども、平成14年4月からは28/100に引き下げられておりました。それを本年1月より、

先ほどの閣議決定に沿いまして、退職期の俸給月額に 12.5/100 をかけまして、それにこちらの評価委員会で決定する業績勘案率をかけまして、それに在職月数をかけたものとするというふうに改正いたしております。

次のページの駐留軍等労働者労務管理機構でございますけれども、これは各省の独法の中では、少数の例に属しますけれども、平成 14 年 4 月の発足当初から 12.5/100 とされておりましたので、今回の改定でもその率は変わりませんけれども、先ほどの閣議決定にのっとりまして、評価委員会の決定する業績勘案率をかけることとされております。

次のページの国民生活センター、最後のページの北方領土問題対策協会につきましては、昨年の 10 月に発足したばかりでございますが、どちらも 28/100 とされていたところを 12.5/100 とするとともに、評価委員会の業績勘案率をかけるという改正になっております。

御説明は以上でございます。

大森委員長 時節柄と言うんでしょうか、恐縮でございますけれどもということになるんでしょうか。

これで、私どもとしては何を決めればいいんでしょうか。この資料 2 の案でよろしいかどうかを。

武川政策評価官 社会情勢に適したものであるかどうかについて。

大森委員長 それを判断すると。それでは、御判断いただきたいと思います。社会的情勢に合致するかどうかだそうでございますけれども、何か御意見ございますでしょうか。 どうぞ。

東海委員 1 つだけ用語を教えておいていただきたいんですけれども、ここで業績勘案率という言葉が初めて出てきましたけれども、具体的にこういった独法における業績というのは、どのようにして勘案するのか教えていただきたいと思います。

武川政策評価官 それは、評価委員会で毎年実績の評価などをしていただいていると思いますけれども、それは例えば中期目標期間の目標でありますとか、中期計画等々が円滑に実施されているとか、効率よく運営されているとか、そういったことというふうに思います。

東海委員 役員の退職手当ですから、当該役員の業績という見方をせざるを得ないわけですね。

武川政策評価官 はい。

東海委員 ただ、その当該役員の業績というのは、なかなかつかみ取れないから、結果的には当該独法の経営の姿を評価委員会が考えるという理解でよろしいですか。

武川政策評価官 いろいろ独法によっても違いますけれども、国立公文書館の場合ですと、役員のリーダーシップというものも毎年評価いただくことになっておりますので、そういった独法の運

営に関する役員の指導性と言いますか、そういうものも評価していただけるのではないかと思います。

東海委員 そうすると最終的には、各独法の特性に合わせて、各独法評価委員会が考えるという理解でよろしいですか。

武川政策評価官 評価委員会が決定するということです。

大森委員長 先行した外園委員のところは、あそこはたしか今お話のように、館長のリーダーシップと。

外園委員 私はこれを見て、国立公文書館の例はあまりよくないと思います。例えば自然科学で、館長がノーベル賞を貰って、それで奮起されてその独法が一生懸命研究をやったということでしたら、これは給料を2倍にしてもいいかな、というふうな単純な考えをしています。

ですから、よほど目に見えて国に大きな利益をもたらしたようなものは別にして、普通でよいと思います。

大森委員長 非常に限定的でも、やはり長たる人の御指導というか、組織全体をどういうふうにか叱咤激励して、全体の目標を上げていって、できれば余剰金程度のもも出していくとか、やはりいろいろ働きぐあいというか、長たるものの振る舞い方は若干あるんじゃないかと思うんです。全体にいろいろお聞きすると。ただし、それを本当に厳密にはかれるかということ、なかなか難しいので、しかし一応念頭に置かれているのはそういうことなんじゃないかと、リーダーシップの発揮具合のようなものを念頭に置いていくと。でも、大きな意味で言うと、こういう大枠の中でほぼ大体決まっているので、この細かい数字を本当に詰めて言って見せると言われると、私どもも難しいなと。そうすると、社会一般の常識的な線で大体収まるという話なんじゃないかと思うんですけれども、何か御意見ございますでしょうか。

これは下げる方向で今回は全体をまとめるということでございますので、時節柄と言いますか、下げられてもなおかつ頑張って仕事をやっていただくということでございますので、特に御異論がなければこれでまいりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

次は北方領土問題対策協会の業務方法書の一部を直す問題でございます。これも事務方から御説明を受けます。よろしくお願いたします。

影山北方対策本部参事官(以下「影山参事官」) ただいま御紹介いただきました。北方対策本

部と同関係の協会でございます。

それでは、業務方法書の改正ということで、資料4でございますが、御説明をさせていただきたいと思っております。御存じのとおり、旧島民に関する援護措置の一環といたしまして、私どもの協会の方で旧漁業権者を始めといたしまして、農業、商工業、それから生活資金、住宅資金といったようなことで、援護措置の一環として低利融資事業を実施しているということでございます。

協会の基本的な業務につきましては、すべて法律において業務方法書で定めるということになっておりまして、その中に金利を定めてあります。この改正につきましては、主務大臣の認可と、その場合に評価委員会の方にお諮りするということでございますので、各委員に御説明して御了承いただければというふうなことでございます。

改正事項といたしまして、漁業資金、農林資金、こういったものの変更、それから育英会の大学修学に伴う限度額の変更ということでございます。下に貸付利率の変更ということでございますが、後ろの方のページにございますが、基本的に年2回、4月と10月、この辺で定期的に見直すと、余り金利の幅がない場合にはそのままということでございまして、上昇することがあれば下がることもあるということでございます。できるだけタイムラグを置かないで改正するというので、年に2回を目途にやっているということでございます。

現在ということで書いてありますが、1.4%が当協会の場合は1.7%になっているということでございますので、この分の0.3%を引き下げさせていただきたいということでございます。

経営資金ということで、経営改善資金の利率が1.3%、これに対しまして当協会の場合は1.55%ということで、この分の0.25%を引き上げていただければということでございます。

また、修学資金の限度額の変更ということで、育英会の限度額の引き上げに合わせて、当協会の貸出限度額を引き上げるということでございます。

基本的には、他の政策金利との後追的な追随ということでございます。若干のタイムラグという問題もございますが、今までの現状、低金利の中ではさほどの問題は生じておりません。今後の金利情勢によっては、またいろいろ御相談申し上げることもあるかと思っておりますけれども、そういうことで御審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

大森委員長 この業務方法書の一部改正は、評価委員会全体の審議事項になっているんですか。

武川政策評価官 そうでございます。

大森委員長 ということでございまして、今のような形で改正をしたいという御提案でございま

すけれども、何か御質問ございますでしょうか。

金利を下げるということですね。

影山参事官 金利が上がるときもあります。今まで財務当局とやっていたわけですが、今度独法ということで評価委員会の方にお諮りしてということです。

大森委員長 奨学金は、日本育英会に合わせているんですね。

影山参事官 そうでございます。

大森委員長 対策協会全体の業務が推進しやすい方向に向かって、この利率について同じになるという趣旨でございますけれども、これについて何か御質問等ございますか。

それが適切、妥当であるかって、我々はどういうふうに判断するのでしょうか。また社会的なということでしょうね。

影山参事官 最後の方に2 - 2というのがございますけれども、ほかの基準と同水準で推移させるということになるかと思えます。

大森委員長 ここが仮に改定しないということになると、どういう問題点が起こりそうですか。この対象者の方々に。

影山参事官 金利が下がる場合には改定しないと、島民としては不利益になるということだろうと思えます。

朝倉委員長代理 システムというか、こういうことでいいだろうと私は思っていますが、質問として修学資金は育英会と同じということですが、育英会の方は回収率の悪さがしばしば問題になっていますね。北対協の場合はどうなんですか。

吉越北方領土問題対策協会事務局長（以下「吉越事務局長」） 回収率は、今のところ、他の金融機関のものはわかりませんが、大体 92% ぐらいの回収率です。というのは、この制度は元島民ということでスクラムが組まれておりまして、かなり互助的な要素がありまして、何かあればみんなで行って、返しなさいと、1,000 円でもいいから返しなさいというものがありまして、かなりいいものと聞いております。

大森委員長 よろしゅうございますか。どうぞ。

出塚委員 ちょっと教えてもらいたいんですけども、この育英会と、これはこれでいいと思っているんですけども、他の法人と重なって奨学金を貸付けるということは、この中に入っているのでしょうか。それはないのでしょうか。

吉越事務局長 これはうちの方の元島民の対象者だけに限って貸していますので、元島民のその

人が育英会から借りているかどうかというのは、まずないと思います。

出塚委員 それは考えてないという話ですね。

吉越事務局長 我々の制度の中で自立していけるようなことを考えております。

大森委員長 何か、どうぞ。

外園委員 元島民というのはどこまでを指すのでしょうか。3代ぐらいまで行くのでしょうか。

吉越事務局長 これは平成8年に改正をしまして、元島民の方だけだったものが、生前継承することができる。1人に限って。相続者が10人いても、親と同居し面倒見ている人だけが継承できる形になっています。

外園委員 それは、孫でも曾孫でもいいのですか。

吉越事務局長 それが指定されて1代だけです。

外園委員 ありがとうございました。

大森委員長 ほかになければ、これで決定をいたしたいと思えますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうふうにご決定させていただきます。ありがとうございました。

その次は、総務省の方からこの取り扱いの方針が示されているものですから、それについて、これは御報告いただくことになりますか。少し審議しなければいけないことがあるんですか。

武川政策評価官 そうでございます。

大森委員長 それでは、よろしく願いいたします。

武川政策評価官 御説明いたします。これは独立行政法人国立公文書館の中期目標期間が終了した後に、どのように組織、業務全般を、この評価委員会として見直していただくかということをお諮りするものでございます。

まず、独法が中期目標期間を終了いたしましたときに、どのような事務が必要になるかということでございますけれども、独法通則法の33条から35条に規定がございまして、それによりますと独法はその中期目標期間終了後3か月以内に事業報告書を主務大臣に提出いたしますとともに、中期目標期間の業務実績につきまして、評価委員会の評価を受けなければならないというふうになっております。

また、主務大臣は、中期目標終了時におきまして、その独法の組織、業務全般の見直しを行って所要の措置を講じることとされておりますけれども、その見直しに当たりまして評価委員会の意見

を聞かなければならないというふうにされております。

更に 35 条 3 項によりまして、総務省に政令で置かれております審議会、これはいわゆる村松委員会と呼ばれておりますけれども、政策評価・独立行政法人評価委員会のことございまして、こちらの方が独法の主要な事務事業の改廃に関しまして、主務大臣に直接勧告ができるというふうな規定になっております。

資料 5 を見ていただきたいんですけども、総務省の審議会といたしまして、その主要な事務事業の改廃に関する勧告に当たっては、このような方針で勧告を作成しますということで明らかにした文章が昨年 7 月 1 日出されたということでございます。

これにつきましては、既に昨年 9 月の評価委員会でも簡単に御説明させていただいておりますので、詳しい御説明は省略させていただきますけれども、11 ページを開いていただきますと、勧告される措置として想定されるものがいろいろと例示されているということでございまして、例えば、事務及び事業を廃止する、民間または地方公共団体へ移管する、制度的独占を廃止する等々と続いております。5 つ目の のところには、ほかの独法でありますとか、国へ事務事業を移管するというものも挙げられております。

次に資料 6 をごらんいただきたいと思います。中期目標期間が終了いたしました際に、政府としては、どのような方針で独法の組織・業務全般を見直すのかということにつきまして、昨年 8 月 1 日閣議決定されたものでございます。

1 ページ目の中ほどをごらんいただきますと、「主務大臣は」というところなんですけれども、主務大臣は以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独法の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととするというふうに、見直しの方向性が明らかにされております。

どのような手順で見直していくかということにつきましては、この一番最後の裏側のところに図が付いておりまして、それを見れば大体書いている文章の中味が図示されておるんですけども、この図の中から評価委員会として必要な情報を抜き出しまして、国立公文書館に当てはめてみましたが、お手元の資料 7 でございますので、こちらを使って御説明申し上げたいと思います。

資料 7 の右から 2 つ目の欄、総務省の欄でございますけれども、それをごらんいただきますと、下の方に「改廃に関する必要な勧告」というのがございまして、これは国立公文書館の場合ですと、平成 17 年 3 月末で中期目標期間が終了いたしますので、その直後に出されるということになると思います。

しかし、その時点では既に次の中期目標はスタートしておりますので、せっかく出した勧告の内容が次の目標に反映されないということになります。そこで、その前年の秋、国立公文書館の場合ですと今年の秋に改廃勧告の方向性というものが事前予告のような形で総務省の審議会から出されるということになります。これが出されますと、一番左の主務官庁の欄をごらんいただきますと、主務大臣はそれを独立行政法人の組織、業務全般の見直しでありますとか、翌年度の予算、次期中期目標などに反映させなければならないということになります。

概算要求は既に8月末に出されておりますので、秋に総務省の審議会から勧告の方向性が出されますと、それに沿いまして概算要求をやり直すとか、そういうことが必要になってくるわけでございます。

内閣府の評価委員会の欄、左から2番目と3番目の欄でございますけれども、ここをごらんいただきますと、法律上行うことになっております中期目標期間終了後の評価と言いますのは、一番下のところ来年の7月ごろ、つまりその中期目標期間終了後3か月以内に独法が報告をまとめた後に行うということになるんですけれども、これでは今、申しあげました一連の組織や業務全般の見直しに寄与することができないということになります。ここからをお諮りするわけでございますけれども、こちらの評価委員会で本年夏に中期目標期間の仮評価というものをしていただけないかということでございます。今年の7月末から8月上旬辺りのところに、評価委員会、委員会本体の欄に中期目標期間仮評価（決定）というのが書かれておりますのがそれでございます。まだ中期目標期間がその時点では終了しておりませんので、3年間の評価になってしまいますけれども、この時点でそれを出すことによりまして、8月末の概算要求に反映させることもできますし、また改廃勧告の方向性を総務省が出す前に、こちらの評価委員会としての意見を表明することができるということにもなるかと思えます。

ところで、こちらの評価委員会の委員会本体と分科会の役割を決めました委員会決定によりまして、中期目標期間終了後のいろんな仕事と言いますのは、すべて委員会本体の役割というふうになっております。しかし、いきなり評価委員会本体で御審議というのでは、効率的ではないと思えますので、国立公文書館の業務につきまして、毎年度評価を行ってきている、国立公文書館分科会の方で、平成15年度評価を行うのと合わせまして、中期目標期間の仮評価の原案を作成していただいて、それを全体の評価委員会で御審議の上決定していただくという流れがよろしいのではないかと思います。

なお、本日参考資料といたしまして、最後に付けておりますのが、昨年11月に独立行政法人教

員研究センターに関しまして、総務省の審議会から文部科学大臣あてに出された改廃の勧告の方向性の報道資料版でございます。そこで行っております事業を特化したり、重点化したり、また高度化したりということを求めるという勧告の方向性が出ているわけでございますけれども、その最後のページのところに、今後中期目標期間が終了する独法は、どのようなものがあるかというのを3つ箱で並べたような紙が付いております。

平成15年度末に中期目標が終了いたしますのは、全政府の中で教員研修センターのみでございますので、改廃勧告の方向性が出ましたのは、今のところこの1つだけということでございますけれども、来年度になりますと国立公文書館を始めといたしまして、3法人、再来年は52法人が中期目標期間が終了するということになります。

私からの御説明は以上でございます。

次に企画調整課長の方から御説明させていただきます。

川口官房企画調整課長 この資料7の中の「主務官庁等」というところの6月に、官房長官懇談会というのが出ておりますので、補足説明をさせていただきたいと思っております。前回10月のこの評価委員会で途中経過、官房長の懇談会について御報告をいたしました。その後その成果及び海外調査の結果について官房長官に説明をしたところ、より委員も充実して、官房長官の懇談会ということで本格的な検討をしてほしいということになりまして、12月から懇談会の開催をしているところでございます。12月から当分の間月1回程度開催するというものではございますが、懇談会としては6月を目標にとりまとめるということで作業をしております。

それに関連してでございますが、小泉総理の方から1月の施政方針演説の中で、政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図りますという下りが、施政方針演説の一部として披露されたところでございますので、その具体化をこの懇談会で行っていかうということで、精力的な御審議をお願いしているところでございます。参考までに。

以上でございます。

大森委員長 以上でしょうか。そうしますと、全体のスケジュールは、資料7のようになるという御説明でして、これはもう全体に合わせるとこういうふうの前に倒してやっていかないと間に合わないということでございますので、まず第1番目はこの資料7のようなスケジュールで運ばせていただいてよろしいかどうかということ、まず全体として御検討していただかなければいけないと思っております。

そうしますと、中に含まれているのは、公文書館の方の分科会でも、少し分科会として検討していただいて、私どもの方へ御報告いただくような手順で作業していただくと。既にその心づもりでおいでになるんじゃないかと思っているんですけれども、ちょっと外園委員から。

外園委員 この中期目標期間の仮評価は、このときにやらないと困るというか、運営できないので、7月の下旬か8月の上旬ごろ、評価委員会を是非設けていただきたい。それに合わせて分科会も、きっちりとやりたいと考えていますので、是非お願い申し上げます。

大森委員長 まず、全体のこういう流れの中で、今のような分科会でまず揉んでいただくということを含めて、こういうスケジュールについて御了解いただけるでしょうか。前々へと作業を進めないといけないことになっておりますから、こういうことで大筋了解するということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それで、問題になるのは、閣議決定の中で「民間にできることは民間に委ねる」という観点から業務全体を縮小せよということですがけれども、国立公文書館の場合は、「民間にできることは民間に委ねる」のは業務委託風のことでしょう。業務本体を民間に委ねるということはないでしょう。それだったら官房長官が懇談会をつくるはずがないので、だからまずこの観点のうち、個別の業務について民間にできることは図るということはあるんですけれども、業務本体はきちっと位置づけて、維持していかなければいけませんから、それは特に私どもとして検討するという余地はないものと思うんですけれども、どんなものですか、ちょっと言い過ぎているのでしょうか。そうだと思うんです。

当初これを私ども承ったときに、一体これが独法になじむのかというぐらいの議論をしたわけで、これは直接国がやるべき仕事ではないかと、独法なのかということを行ったぐらいですから、これを民間機関に移行するということはある得ない。そんなばかな国はないと思いますので、しかしこれを返せということも言えるんでしょう。

外園委員 ですから、7月か8月にお諮りしようと思うのですが、今までの仕事を見ていると、もう独法ではなくて、国に返せ、というような雰囲気では私は考えております。これは夏にお諮りいたしたいと思っております。

大森委員長 これはしかし官房長官の方で懇談会もあって充実強化ですけれども、少し全体として内閣府のどんなふうにお考えになるか、そういう話になると少し大きな話になりますでしょう。これは前例になるんですね。独法へ1回出したけれども元に戻せという話になったら、ちょっとし

た話題になるので、相当いろいろ検討を要することになります。

外園委員 それも夏までに検討して、御相談いたしたいと思います。

大森委員長 公文書館の業務の特殊性の側から少し分科会で検討していただいて、それで私どもとして承って全体として検討に入るといってできないとできにくいですね。

あらかじめ予断を持たずに、さまざまな可能性について検討していただいた上で、いろいろ分科会なりのまとめを出していただくようなことをお願いするということではないかと思っています。相当大きな作業になるんじゃないかと思っています。

川口官房企画調整課長 私のところで官房長官の懇談会の庶務を行っておりますが、その懇談会の話題としては、公文書館の組織形態というよりも、むしろ政府全体の公文書の管理・保存・利用の在り方ということで検討しております。そういう中でどこが担うかは別として現用文書の管理ということについても当然話題となっております。今まで公文書館は、政府が非現用と認定したものを受け取って、それを管理し、利用に供するというのが今の仕組みでございますが、現在は半現用と言いますが、今、実際は使ってはいないけれども、情報公開法の保存期間内の文書についても、そういう在り方をどうするかという政府部内における文書、現用文書というところから対象にしつつ、出口としては公文書館を主としては念頭に置いておりますけれども、幅広い見地から検討しております。そういう意味で公文書館の機能そのものも見直しというものが、組織形態というより機能そのもの見直しというが主たる検討課題になっているということではございますが、組織ということ自体は直接はとりあえずは念頭にございませぬが、ただ御検討いただく際はそういう成果も踏まえつつ、評価委員会では御検討いただければと思っております。

大森委員長 この上の方の4月に、総務省からアンケート？ これをちょっと説明してください。

武川政策評価官 総務省の審議会が、今年の秋に改廃勧告の方向性を出してくるわけなんですけれども、それに先立ちまして、総務省の方としてはいろいろと情報を集めたいということで、アンケートを出される可能性があるという予告が昨年来ありまして、昨年は主務大臣の方にアンケートがありました。同様のアンケートを、評価委員会と独法自身にする可能性があるということでございます。

どんなアンケートが来るかということなんですけれども、去年の例を見ますと、先ほど御説明した資料5の改廃勧告の方向の取り組みの方針の中に、ページで言いますと4ページ辺りから、検討の視点というのが列挙されてありまして、例えば政策目的の達成状況、つまりやろうとしていた目的が達成されてしまっているんじゃないかとか、社会経済情勢の方が変化してしまっているんじ

ないかとか、それをやらないと国民生活とか社会経済的に困るのかとか、ごく限られた範囲の利用者だけのためにやっているんじゃないかとか、制度的な独占の必要性があるのかとか、そういうことを順次ここでは検討しますということが挙げられているんですけども、まさにそういうことが質問として列挙されて、それに対して答えるというようなアンケートになる可能性がございます。

そういうものが、春ごろに出てまいりますと、評価委員会として答えていただくということになるんですけども、なかなか重要なものではありませんが、実際出されるかどうかわかりませんので、今のところはクエスチョンということにしております。

大森委員長 聞かれる可能性が大と考えてよろしいですか。心づもりをしておきたいといふことでしょうか。

武川政策評価官 はい。

大森委員長 こちらとしても心づもり程度のことを答えなければいけないということは、ほぼおおよそのことについて議論があって、アンケートと称していても余り無責任なものを答えられませんかからね。あのときはあのときでしたというわけにはいかないもので、そうするとできるだけ早目に出てきそうでしたら教えていただいて、それに合うように分科会と本委員会の日程を設定させていただくと、それで少し検討しないといけない。しかし、まず分科会の方で少し御検討願うと、例えばこんなふうに答えてみたらどうだろうかということを検討していただくことになるでしょうかね。

それを頭の中に入れながら、いろんなヒアリング、分科会をやっていくんですね。そして、夏場に仮の評価の決定をすることになる。そうすると、この仮の評価の内容と全体の見直しというのがどこかで接合しなければいけないわけですね。例えば、公文書館の場合で言えばね。

外園委員 私たちも公文書館も、今日決まりましたら夏まで忙しいようです。

大森委員長 どうぞ。

神谷委員 私、余りまじめに資料を使うような研究はしてないとは言え、そういう分野の研究者の端くれですので申し上げますと、前に大森委員長もおっしゃっていたと思うんですが、場合によると採用されるかどうかわかりませんが、事業を拡大すべきであると。人数も増やすべきであるという勧告があってもしかるべきだと思うのであります。日本の公文書の管理、あるいは公表については、さまざまな方面から不十分であるということがずっと言われてきたわけで、それは先ほど御説明にあったように、まだ半分使っているようなものの管理ということもそうでしょうし、そもそもシステムティックに文書を取っておいて、ちゃんと公表するという手続も多分、諸先進国に比べると確立してないんだと思われて、実際外交政策決定の研究などは、日本のことを研究する

のに大体アメリカの文書ぐらいしか手がかりがないという有様になっているわけです。

これを長い目で見て修正していくためには、削るべきところがあれば削るのは勿論ですけれども、増やすべきところがあれば増やすということについても、やはり意見だけは言った方がよろしいのではないかと思う次第であります。

大森委員長 恐らく長い間気が付いておいでになったことなんでしょうけれども、1度独法で外へ出して見て、こうやって変えてみた結果として、更にいろんなことが明確になった段階が多分間もなく来て、そのときに私どもの任務としてぎりぎり何が言えるかということを含めて、今のような御意見も含めて、少し評価委員会としては検討すべきだと私も思いますので、それはまたどんな言い方をするのが有効であるかということをお相談申し上げることになるとは思いますけれども、そんなことも少し念頭に置きながら全体の作業を進めさせていただくということによろしゅうございましょうか。

何かほかに御意見ございますでしょうか。また、お忙しい日程になるものと思いますけれども、特に公文書館分科会の各委員は大変ですけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。

この件は以上ということで、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 事務方の方、よろしいですか。

武川政策評価官 はい。

大森委員長 それでは、適宜日程などについて設定していただくようお願いいたします。

武川政策評価官 はい。

大森委員長 それでは、今度は6の今後の予定について、今、半分ぐらい入っているんですけども。

武川政策評価官 資料8をごらんいただきたいと思います。今、御説明いたしましたように、本年は国立公文書館につきまして、3か年分の業務実績の評価を行うということがございますので、7月下旬から8月上旬ごろに評価委員会本体を開催させていただきたいと思っております。先ほど大森委員長からありましたように、アンケートが来ましたらまた日程をセットするという件もございますので、そのアンケートが来るかどうかとか、回答期限がいつになるかどうか、その辺も考えまして、また総務省の方と協議の上日程のセットにつきまして動かす余地があれば、なるべく各委員の負担の少ないような日程を組めるような形にしたいと思っております。今のところ、こちらにありますように、まず仮評価を決定していただくためのものを1回考えております。

それから、4つの分科会におかれましても、7月から8月にかけて、各独立行政法人の15年度の実績のヒアリングのために1回と、評価書を決定していただくというために1回の計2回ずつ開催していただきたいと考えてございます。

早々でございますけれども、開催日程を調整するためにお手元に資料9ということで日程確認表がございますので、7月から8月にかけて御都合の悪い日に×をお書きくださいませ、私ども事務局にお渡しいただくようお願いいたします。

お持ち帰りになって書き込んでいただきまして、ファックス等でお送りくださっても結構でございます。

先にまいりまして、秋にもその評価委員会を開催いたしまして、4つの分科会からおのの、夏に行いました業務実績評価について御報告をいただくとともに、各独法の方から17年度概算要求の状況、及び平成16年度の上半期の執行状況につきまして、ヒアリング等を行っていただきたいと思っております。

来年になりまして、また時期が巡ってまいりますと、各分科会を開催していただきまして、16年度の評価基準をお決めいただくということになります。

一方、その評価委員会本体の方でございますけれども、来年のこの時期ころになりますと、国立公文書館の新たな中期目標、中期計画等につきまして御審議いただくということになりますし、4年間の終了後の法律に基づく評価というものを7月に行っていただくための評価基準をあらかじめ決めていただく必要もございます。

また、役員俸給等の支給基準について、また改正がございますればお諮りするということになります。

また、退職する常勤役員があります場合には、その算定のための業績勘案率というものも決めていただくことになります。

その開催の時期、来年の今ごろの評価委員会本体の開催時期でございますけれども、その中期目標等の案の策定の時期でありますとか、常勤役員の人事という関係もあるわけなんですけれども、今年のように2月開催では少々早過ぎまして、3月という方が適切かと今のところ思っている次第でございます。

今後1年間ぐらいの御予定としては、以上のようなところでございます。

私からは以上でございます。

大森委員長 ミニマムこういう開催日程で、若干増える可能性があるということで御了承いただ

いて、ミニマムこのぐらいはやらなければいけないということになっていますので、よろしく願
いいたします。

どうぞ。

川口官房企画調整課長 先ほど御紹介いたしました施政方針演説の文章と、懇談会の開催要領を
配布させていただいております。

もう一件、官房長の懇談会のメンバーの方々に海外調査をしていただきました結果について、100
ページほどになりますので、ちょっとお荷物になりますので配布をいたしておりませんが、内閣府
のウェブサイトの方に全文掲載しておりますので、もしお時間があればごらんいただけますと大変
幸いです。この海外の調査の結果も踏まえ、ただいま官房長官の懇談会では、1
項目ずつ海外とも比較いたしまして、我が国にふさわしい公文書の管理・保存・利用ということで、
管理というのが新たに付け加わっておりますが、幅広い見地から御検討いただいているところとい
うことでございます。

以上でございます。

大森委員長 総理大臣の施政方針演説にこれが言及されるのは、初めてのことですか。やはり官
房長官が御関心でこれが入ったということですね。こういうことが触れられるのは初めてじゃない
かな。というのは、総理大臣が触れなければいけないほど、体制がひどいんですよ。やっと総理大
臣が言及することになりましたね。

ということだそうでした、今後の予定等についてお忙しい方々が、7月、8月の日程をお取りに
なってくださいますと日程が組めますので、よろしく願いたいと思います。

その他、皆さん方の方から何か御発言ございますでしょうか。本委員会としてよろしゅうござい
ましょうか。

それでは、以上をもちまして本委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。よ
ろしく願います。